

令和5年2月8日

令和4年度 建築B I M加速化事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）を
実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局建築指導課長

次のとおり、令和4年度 建築B I M加速化事業（調査・評価事業及び普及・広報
事業）を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和5年1月13日～令和5年1月27日

<提案者及び評価結果>

○令和4年度 建築B I M加速化事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）

- ① 経営層や技術者を対象とした建築B I M導入に関する広報
提案者：1者（一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（A））
- ② 建築B I Mの利用に係るコーディネート方法等に関する広報
提案者：1者（公益社団法人日本建築士会連合会（B））
- ③ 建築B I Mによる設計環境の構築方法等に関する調査
提案者：1者（B I Mライブラリ技術研究組合（C））
- ④ 建築B I Mによる建築確認に向けたオンライン申請システム等に関する調査
提案者：1者（一般財団法人建築行政情報センター・B & D X株式会社（D））

審査結果

要件	(A)	(B)	(C)	(D)
(1) 本事業の実施に係る計画が、適切なものであること。	○	○	○	○
(2) 本事業を適確に遂行する技術能力（建築B I M等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。	○	○	○	○
(3) 本事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。	○	○	○	○
(4) 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。	○	○	○	○
(5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。	○	○	○	○
(6) 本事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。	○	○	○	○

上記A～Dは、補助対象事業者に求める（1）から（6）までの要件を満たしており、また実施方針・実施計画についても、各事業内容について妥当と判断できる内容だと認められる。

<選定した事業者>

審査結果を踏まえ、以下の者を建築B I M加速化事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）を実施する者として選定した。

- ① 経営層や技術者を対象とした建築B I M導入に関する広報
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- ② 建築B I Mの利用に係るコーディネート方法等に関する広報
公益社団法人日本建築士会連合会
- ③ 建築B I Mによる設計環境の構築方法等に関する調査
B I Mライブラリ技術研究組合
- ④ 建築B I Mによる建築確認に向けたオンライン申請システム等に関する調査
一般財団法人建築行政情報センター・B & D X株式会社